

五所川原市子育て世帯移住促進事業費補助金Q&A

○資格関係

	質問	回答
1	中学生の子どもと高校生の子どもの扶養していますが、補助金の対象となりますか。	中学生以下の子どもを扶養していれば補助金の対象となりますが、補助対象期間である24ヶ月以内に当該中学生が中学校を卒業した場合は、その時点で補助金の対象外となります。
2	平成27年3月1日より前に市内民間賃貸住宅の賃貸契約を締結していますが、補助金の対象となりますか。	平成27年3月1日以降に新たに市内民間賃貸住宅の賃貸契約を締結している方が対象となるため、それ以前に賃貸契約をしている場合は、補助金の対象となりません。
3	平成27年2月1日に五所川原市に転入してきましたが、補助金の対象となりますか。	交付申請日において転入した日から1年以内であれば、補助金の対象要件の一部を満たしますが、転入日及び市内民間賃貸住宅の賃貸契約が平成27年3月1日以降でなければ補助金の対象とはなりません。
4	自治会が組織されていない地域に住んでいるのですが、その場合は補助金の対象となりますか。	自治会が組織されていない地域に住んでいる場合は、自治会加入の要件は問いませんので補助金の対象となります。
5	2年前に五所川原市を転出し、今回再度、五所川原市に転入してきましたが、補助金の対象となりますか。	五所川原市から転出後3年に満たない期間内に再度転入された方に対しては補助金の対象とはなりません。
6	平成27年4月に五所川原市に転入し、民間賃貸住宅に入居していますが、1年後には転勤で市外に転出しますが、対象となりますか。	本補助金は、五所川原市に定住する意思をもって転入された方が対象であるので補助金の対象とはなりません。また、初回の補助金の交付決定後2年以内に転出された方は補助金を返還いただく場合があります。
7	仮に叔父が契約者の民間賃貸住宅に居住する場合も補助金の対象となりますか。	申請者が当該民間賃貸住宅の契約者でなければ、補助金の対象となりません。
8	祖父が所有する民間賃貸住宅に入居していますが、補助金の対象となりますか。	3親等以内の親族が所有する住宅を貸借する場合は補助金の対象となりません。
9	転勤で五所川原市内の社宅に入居しましたが、補助金の対象となりますか。	本補助金は、公的賃貸住宅や給与住宅等を除くため、補助金の対象となりません。また、転勤の場合は、五所川原市に定住の意思をもって転入したか確認を行う必要があります。

○申請関係

	質問	回答
1	補助金の対象となる住宅はどのような住宅ですか。	五所川原市内の民間賃貸住宅が対象となります。ただし、次の住宅を除きます。 ア 市営・県営等の公的賃貸住宅 イ 社宅・官舎・寮等の給与住宅 ウ 特定優良賃貸住宅 エ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
2	家賃が5万円で、会社から住宅手当を2万円支給されていますが、補助金はいくらもらえますか。	家賃額5万円－住宅手当2万円＝実質家賃負担額3万円となり、補助金は実質家賃負担額の2分の1又は2万円のいずれか低い額になるため、1万5千円となります。
3	家賃には共益費や駐車場代等も含めますか。	家賃には共益費、管理費、駐車場代等は除きます。
4	申請者のほかの世帯員が住宅手当を支給されていた場合はどうなりますか。	申請者以外の世帯員が住宅手当を支給されていれば、その額を合算して実質家賃負担額を決定することとなります。
5	補助金の申請は初年度だけで行えばいいのでしょうか。	補助金は、補助対象期間内において、毎年度申請を行う必要が有ります。申請を怠った場合は、補助事業者として資格を喪失し補助金が停止されます。
6	実績報告とはどのような手続きを行うのですか。	実績報告は、年度末もしくは補助対象期間終了時に当該年度の家賃を支払った証拠書類として領収書等を添付し、支払った家賃額の実績を報告し、最終的な補助金額を決定する手続きのことをいいます。
7	補助金はいつから貰えますか。また、支払時期はいつ頃を予定していますか。	補助金の対象期間は、交付決定を受けた月から24ヶ月となっており、支払時期については実績報告後、毎年度3月末までに市に対して請求を行い、翌年度4月中の支給を予定しています。
8	補助金の申請時期は決まっていますか。	補助金の募集は、前期募集（4月～9月）と後期募集（10月～3月）の2期となっています。
9	前期募集と後期募集とでは、貰える補助金に違いはあるのでしょうか。	前期募集の場合は申請した年度に6ヶ月分の補助金が支給されるのに対して、後期募集の場合は、翌年度に交付決定がされることから、当該年度においては支給される補助金に違いがありますが、補助期間は24ヶ月で変わりませんので、総額として違いはありません。
10	補助金の申請や請求は郵送でも可能ですか。	申請等は郵送でも可能ですが、書類の確認等が必要なため、できる限り直接お持ちくださるようお願いいたします。

○その他

	質問	回答
1	補助金の交付決定を受けましたが、別のアパートに転居を考えています。その場合、補助金はもらえなくなるのでしょうか。	別の市内民間賃貸住宅に転居後も補助要件を満たしていれば、補助金は継続して支給されます。ただし、そのような場合は、変更申請等を要するため、必ず事前にご相談ください。 変更申請等を怠った場合は、補助事業者として資格を喪失し補助金が停止されます。
2	補助金の交付決定後、一度資格を喪失し交付を取り消されたが、もう一度補助要件を満たしたため、補助金を申請することは可能でしょうか。	交付対象者は、過去に本補助を受けたことがない方が対象となりますので、交付を取り消された後に2回目の補助金を申請することはできません。
3	この補助金は課税対象となりますか。	本補助金は、原則として課税対象となりますので、所得税の確定申告または市県民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは市税務課までお問い合わせください。